

平成31年度 調布市立滝坂小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

- 〇いじめ防止に関する法令等**
- ・日本国憲法・教育基本法・学校教育法
 - ・障害者差別解消法
 - ・いじめ防止対策推進法
 - ・東京都いじめ防止対策推進条例
 - ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
 - ・東京都教育委員会いじめ総合対策
 - ・調布市子ども条例
 - ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
 - ・調布市教育委員会いじめ防止対策委員会設置要綱
 - ・調布市教育委員会いじめ防止連絡協議会設置要領
 - ・調布市いじめ撲滅の手引き 等

- 〇教職員の研修**
- ・いじめの未然防止のため、教育相談研修会を年3回実施。
 - ・人権教育プログラムや調布市いじめ撲滅の手引き等の資料活用
 - ・人権教育推進委員による校内研修
- 〇児童・生徒のアンケート及び聞き取りの実施**
- ・年3回のふれあい月間を活用し、毎回アンケートを実施する。児童一人一人の状況を把握し、必要な場合は児童への聞き取りを実施する。
 - ・第5学年の児童への、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

目指す児童像

- ・社会性を身に付けると共に、他人の気持ちを共感的に理解し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重することのできる児童。
- ・自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力などを有し、円滑に他者とのコミュニケーションを図ることのできる児童。

- 〇目標策定の方針**
- 児童の実態
 - 保護者や地域の願い
 - 学校評議員や学校関係者評価委員会からの意見等

いじめ防止等に関する学校の目標

- ・いじめの疑いや軽微なものも見逃さぬよう、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知すると共に、平素から教職員全体で共通理解を図り、いじめの解消及び未然防止に努める。

- 〇保護者・地域との連携**
- ・あいさつ運動や総合的な学習の時間などでの交流
 - ・相談窓口についての周知
- 〇関係機関・専門機関との連携**
- （専門家チーム・教育相談所・ひだまり教室・きこえとことばの教室・太陽の子・児童相談所・民生児童委員・すこやかなど）
- 〇学校医・医療機関との連携**

いじめの未然防止・早期発見のために

- 【未然防止】いじめを生まない、許さない学校づくり**
- ・いじめ防止等の対策のための「組織」
 - 「学校いじめ防止対策委員会及び特別支援教育校内委員会」（毎月実施）
 - [校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、特別支援教室専門員、スクールサポーター、(学級担任)]
 - 「いじめ対策委員会」（いじめ認知後、随時）
 - ・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任の立場から働きかける指導内容
 - 「人権教育プログラム」「調布市いじめ撲滅の手引き」の活用
 - 「わかかさ学級」との交流、都立特別支援学校等の児童との副籍交流
 - ・代表委員会の取組「あいさつ運動」（通年）
 - ・人権週間における児童の主体的な取り組み・「通常級とわかかさ学級との交流給食」（通年）
 - ・スマートフォン・携帯電話等によるいじめの未然防止を図るための外部機関を活用した情報モラル教育の推進
 - ・生活指導主任会を調布市教育委員会いじめ防止対策連絡協議会と位置付けたいじめ防止の連携・対策の強化
- 【早期発見】いじめを直ちに発見できる学校づくり**
- ・「いじめ相談窓口」担当者・・・管理職、主幹教諭、生活指導主任、不登校対策員
 - 児童・保護者・地域への周知方法・・・保護者会、学校だより、ホームページなど
 - ・ふれあい月間を活用し、いじめ実態アンケートを年3回実施
 - ・第5学年の児童に対する、スクールカウンセラーによる全員面接の実施

- 〇スクールカウンセラー及びスクールサポーター、特別支援教室専門員との連携**
- ・巡回相談などにおける児童の実態把握や指導助言
 - ・個別指導計画及び個別の教育支援計画に基づく個別指導の充実
 - ・スクールカウンセラーによる第5学年児童に対する全員面接

* 重大事態への対処

- いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順**
- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
 - ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
 - ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
 - ④見ていた児童への指導
 - ⑤警察やすこやか・児童相談所等との連携
 - ⑥緊急保護者会の開催

具体的ないじめの対応（早期発見・重大事態への対処）

生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）

<p>①実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関わった児童 ・いじめがあった時・場所 ・いじめの内容・背景 ・児童の心理 ・いじめの全体像 	<p>②指導・支援の基本姿勢（いじめ認知後）</p> <p>いじめ対策委員会の設置 （校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・保健主任・特別支援教育コーディネーター・不登校対策員・担任・その他関係職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方針と指導体制の確立 ・教職員の共通理解と連携 ・保護者への対応と連携 	<p>③＜被害児童の支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめからの保護 ・安心できる環境作り ・自己実現が図られる支援 ・今後の継続的な支援 <p>＜加害児童の指導＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめをやめさせる ・相手の苦しみへの気付き ・原因究明と問題解決 ・今後の継続的な対応 <p>＜周囲にいる児童の指導＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの理解 ・被害児童の苦しみへの気付き ・いじめを止める勇気 ・今後の継続的な対応
--	--	--

生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

- 関係諸機関との連携**
- 連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）

年間指導計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	「いのちと心の教育月間」 標語を作ろう 気持ちを伝える話し方・聞き方 友達の表現のよさを見つけよう だれもがかかり合えるように 友だちのよい所を見つけよう 人の誕生 暮らしを支える情報 基本的な人権の尊重 1年間のできごとを 毎日の生活と健康 子どもの権利条約 ふり返って											
生活指導	適応指導	SCによる全員面接・ふれあい月間 あいさつ運動				適応指導	ふれあい月間 あいさつ運動			適応指導	ふれあい月間	
学校行事	入学式 始業式	八ヶ岳移動教室 学校公開 終業式			日光移動教室 始業式		たきざかタイム		学芸会 終業式		始業式	卒業式 修了式
特別活動	集団生活のルール たてわり班活動 →											
道徳科	節度、節制	規則の尊重	礼儀	感謝	公正、公平、社会正義	正直、誠実	伝統と文化の尊重	生命の尊さ	家族愛	よりよく生きる	※いじめに関する授業を道徳科や特別活動で年3回以上行う。 道徳授業地区公開講座 SOSの出し方	
家庭・地域	保護者会	地域訪問	保護者会	個人面談	保護者会	保護者会			保護者会	保護者会 学校評価アンケートの実施		